

平成二十四年十一月十六日受領
答 弁 第 三 五 号

内閣衆質一八一第三五号

平成二十四年十一月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出札幌保健医療大学はじめ三大学の新規設置に係る文部科学大臣の一連の発言の
変化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出札幌保健医療大学はじめ三大学の新規設置に係る文部科学大臣の一連の発言の変化等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

文部科学大臣は、平成二十四年十一月二日の記者会見において、大学の設置認可については、認可の基準や大学設置・学校法人審議会の在り方など、見直すべき課題がある中で、大学の新設を認可することはできないとの基本的視点を述べ、御指摘の三つの大学の設置について、認可を見送っていたものであるが、同月七日の衆議院文部科学委員会における審議や、諸般の事情も鑑み、現行の制度にのっとり、適切に対応することとして、同月八日付けで認可したところである。

四について

現在、文部科学省において、大学の設置認可の在り方の見直しの検討に係る組織の形態や委員の構成等について検討を行っているところである。

五について

「事務方」とは、特定の部署を指して発言したものではない。

六について

平成二十四年十一月二日の時点において、御指摘の三つの大学の設置について不認可の処分を行ったという誤解を、三つの大学を始め社会に対して与えたと認識している。

なお、御指摘の三つの大学の設置の認可をめぐり、文部科学省内において意思疎通は行ったが、内部の意思形成に係る事柄であり、詳細についてはお答えを差し控えたい。

七について

御指摘の発言をしたことは事実である。

八について

御指摘の発言は、文部科学大臣において、御指摘の三つの大学を応援する意図で行ったものであったと承知しているが、必ずしも表現が適切ではなかったものと認識している。

九について

お尋ねの件については、政府として、特段の見解を述べる立場にない。

十について

御指摘の文部科学大臣の発言は、大学の質の向上を図るため、大学の設置認可の在り方の見直しを行うという趣旨でなされたものであったが、その過程において誤解を招いたところがあったと認識している。

なお、文部科学大臣は、平成二十四年十一月九日の記者会見において、御指摘の三つの大学の設置認可に関し、関係者の皆様に御心配や御迷惑をおかけしたことについて、おわびの気持ちを申し上げたところである。